

福岡県公報

令和五年四月四日
第三百八十六号
増刊
①

本 庁
出先機関
福岡県の知事部局の職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和五年三月三十一日
福岡県知事 服部 誠太郎

目次

再 掲

○福岡県の知事部局の職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令 (人事課) ……一

○福岡県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局任用課) ……一

○福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……二

○福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……四

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……四

○公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……五

正 誤

○公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する告示 (令和四年十二月福岡県選挙管理委員会告示第九十一号) 中正誤 ……六

再 掲

福岡県告示式条例 (昭和二十五年福岡県条例第四十六号) 第四条第二項において準用する同条例第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県訓令第七号

福岡県の知事部局の職員の勤務時間、休暇等に関する規程 (平成十年三月福岡県訓令第三号) の一部を次のように改正する。
福岡県知事部局の職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令

福岡県の知事部局の職員の勤務時間、休暇等に関する規程 (平成十年三月福岡県訓令第三号) の一部を次のように改正する。

第六条の見出し及び同条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例 (令和四年福岡県条例第四十号) 附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、この訓令による改正後の福岡県の知事部局の職員の勤務時間、休暇等に関する規程 (以下「新規程」という。) 第六条第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規程の規定を適用する。

福岡県告示式条例 (昭和二十五年福岡県条例第四十六号) 第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年三月三十一日

福岡県人事委員会規則第二十一号

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

福岡県人事委員会事務局の組織に関する規則（昭和四十七年福岡県人事委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の表第六号の二の次に次の一号を加える。

6の3 主幹	上司の命を受け、当該課の事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、当該課長又は副課長等を補佐する。
--------	---

同表第七号の二の次に次の一号を加える。

7の3 指導主査	上司の命を受け、事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし職員を指導する。
----------	--

第六条第二項中「参事補佐又は企画主幹」を「参事補佐、企画主幹又は主幹」に改め、「企画主査」の下に「指導主査」を加える。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会規則第二十二号

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則（昭和五十二年福岡県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

企画主査 専門技術 指導員(乙)	参事補佐 企画主幹 専門技術指導員(甲) 船長(甲)
------------------------	-------------------------------------

別表第一イ中

を

企画主査 指導員(乙)	参事補佐 企画主幹 専門技術指導員(甲) 船長(甲)
----------------	-------------------------------------

に

室長補佐 課長技術補佐 室長技術補佐 企画広報主幹 監察員 検査員(甲) 専門調査員	室長 副課長 副室長 監察員 企画広報監 企画広報監 情報企画監 産業企画監 県政情報監 防災危機管理 専門監 地域政策監 地城指導監 検査監 建設監
--	---

を

室長補佐 課長技術補佐 室長技術補佐 企画広報主幹 監察員 検査員(甲) 専門調査員	室長 副課長 副室長 監察員 企画広報監 企画広報監 情報企画監 産業企画監 県政情報監 防災危機管理 専門監 地域政策監 地城指導監 検査監 建設監
--	---

に

所長 副所長 支所長 センター長 副センター長 地域整備企画監	所長 副所長 支所長 センター長 地域整備企画監
--	--------------------------------------

企画主査	参事補佐 企画主幹 人事管理主事(乙)
------	---------------------------

企画主査 指導主査	参事補佐 企画主幹 人事管理主事(乙)
--------------	---------------------------

課長技術補佐 広報公聴主幹 服務監察員	副課長 企画広報監 企画監 服務監察監
---------------------------	------------------------------

課長技術補佐 服務監察員	副課長 企画監 服務監察監
-----------------	---------------------

人事委員会 海区漁業調整委員会	企画主査 企画主査	参事補佐 企画主幹
--------------------	--------------	--------------

人事委員会 海区漁業調整委員会	企画主査 指導主査 企画主査 指導主査	参事補佐 企画主幹 主幹
--------------------	------------------------------	--------------------

企画主査	参事補佐	
企画主査 指導主査	参事補佐 主幹	副理事

共通		副理事
----	--	-----

共通	主幹	副理事
----	----	-----

副長 企画主査	参事補佐
------------	------

副長 企画主査 指導主査	参事補佐 主幹
--------------------	------------

通信長 一等航海士 一等機関士	船長 機関長 参事補佐
-----------------------	-------------------

通信長 一等航海士 一等機関士 指導主査	船長 機関長 参事補佐 主幹
-------------------------------	-------------------------

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

に改める。

に改め、別表第三イ中

を

に改め、同表ホ中

を

に改め、同表ニ中

を

に改め、同表ハ中

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。
 福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会規則第二十三号

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の管理職手当に関する規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

副課（室）長
 企画広報監
 企画監
 情報企画監
 産業企画監
 県政情報監
 防災危機管理専門監
 地域政策監
 監査指導監
 監査監
 建設監理監
 参事（人事委員会が定めるものに限る。）

を

副課（室）長
 企画監
 情報企画監
 産業企画監
 広報監
 県政情報監
 防災危機管理専門監
 地域政策監
 監査指導監
 監査監
 建設監理監
 参事（人事委員会が定めるものに限る。）

に、

副所長
 支所長
 センター長
 副センター長
 地域整備企画監

を

副所長
 支所長
 センター長
 地域整備企画監

に、

副課長
 企画広報監
 企画監
 人事管理主事

を

副課長
 企画監
 人事管理主事

に、

課長
 機動警察隊長

を

特別遊撃隊長
 機動警察隊長

に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。
 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会規則第二十四号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「企画広報監」を「広報監」に改め、教育委員会事務局の項中「企画広報監」及び「広報公聴主幹」を削り、「秘書広報係長」を「総務秘書係長」に改める。

別表第二県土整備事務所の項中「副センター長」を削る。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。
 公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改

正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会規則第二十五号

公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表の鞍手町の表本庁の項中「庶務管財係長」を削り、「人事法制係長」を「人事庶務係長」に改め、同表備考中「昭和三十年鞍手町条例第二十四号」を「令和四年鞍手町条例第十二号」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

正 誤

4 ・ 12 ・ 13				発行年月日	
357 増刊①				番 公 号 報	
選 挙 管 理 委 員 会 告 示				種 類	
91				番 同 号 上	
3		2		ペー ジ	
○				上	欄
				下	
前 から 13	前 から 6	前 から 2	後 ろ か ら 2	行	
				備 考	
「掲載文の記載。」	「何も記載」	以下同じ。を。含。む。以。下。「原。稿。用。紙。」を。加。え、 と。い。う。を。加。え、	「別記第十五号様式の原稿用紙」の下に	正	
「掲載文の記録。」	「なにも記載」	以下同じ。を。含。む。」を。加。え、	「別記第十五号様式 of 原稿用紙」の下に	誤	